

岩手県選挙管理委員会告示第68号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成29年10月10日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

岩手県第1区 23,552,600円

岩手県第2区 27,203,500円

岩手県第3区 24,944,900円